

## 戦前の三重県内町村の観光を意識した都市計画区域設定の議論

正会員 ○西川 亮\*

都市計画法 三重県 観光  
都市計画区域

## 1. 背景と目的

戦前の都市計画法は小規模な町村の観光地（観光町村）に対して積極的だったことが分かっている<sup>1)</sup>。具体的には、1933年3月の都市計画法改正後、都市計画法を町村に適用していく際、「都市計画法令の施行に関する件依命通牒（昭和8年5月18日内務省発都第一三三号）」にて、都市計画法を適用する町村の基準の一つに「温泉地、海水浴場、史跡地、遊覧地等を有する」ことが掲げられていた。しかし、各観光町村の都市計画法適用に際して具体的にどのような議論がなされていたのかについてはまだまだ十分に明らかになっていないと言えない。

本研究では、三重県における観光を意識した町村の都市計画区域設定の議論について明らかにする。都市計画区域の設定は都市計画法上の根本であるが初期の区域設定にあった理念を振り返ることは改めて将来の都市計画を見据えるにあたって重要なことと考える。史料は当時の都市計画三重地方委員会議事録や伊勢新聞、官報を用いた。

## 2. 都市計画区域について

まず、戦前の都市計画区域の考え方について整理する。都市計画区域は都市計画法適用後に最初に決定される区域である。1919年都市計画法制定当時、都市計画区域は「都市発展の情勢に応じた都市計画の目的とされる範囲<sup>2)</sup>」であり、行政単位に依らず指定することが推奨されていた。その結果、区域指定に長い時間を費やし、区域決定後の都市計画決定が遅々として進まなかったため、1933年法改正により「都市計画区域ハ市又ハ前条ノ町村ノ区域ニ依リ主務大臣之ヲ決定ス」ことが原則となった。市又は町村の区域以外を含めて都市計画区域として定めたい場合、その旨を地方委員会から主務大臣に申請、内務大臣は関係町村に意見を諮り、それを取りまとめて都市計画地方委員会での議論し、決定することとなっていた。

## 3. 三重県の町村への都市計画法適用方針

三重県都市計画技師で都市計画地方委員技師の石田昌平（以下、石田）は、1933/10に伊勢新聞主催で開催された津市を中心とする都市計画の座談会において次のように述べる。「本県は至る所名所、旧跡あり風景地あり、又伊勢湾に沿って殆ど全部の町村が海水浴場であり又は海水浴場たり得ると思ひますから、従つてこの中からどれだけをピックアップするということは余程の困難だろうと思ひます、差当つて殆ど世間で公認されておりまする海水浴場風景地及び人口一万以上の町村を選んで今申請

の手続きをしている<sup>3)</sup>。」

1933/12/12開催の第9回地方委員会では、書記の小島静宣から西桑野町、桑野町、富洲原町、富田町、白子町、亀山町、名張町、小俣町、鳥羽町、長島町、阿田和町、木本町、鶴殿村、御船村、尾鷲町、伊賀上野町、久居町の17町村から都市計画法適用の希望があり県に必要書類と共に申請があったこと、順次内務大臣への内申を行う旨発言があった<sup>4)</sup>。実際に1933年都市計画法改正から1年以内に都市計画法適用に至ったのは下記の14町村だったことと石田と小島の発言を踏まえると、希望を募ったあと、県の判断で都市計画法適用町村が決定されたと考えられる。人口5,000人を下回る町村も都市計画法が適用されており、人口要件のない「温泉地、海水浴場、史跡地、遊覧地等を有する」基準による申請だったと推察される。

図表 1934年までに都市計画法を適用された三重県内の町村

町村名	人口	町村名	人口	町村名	人口
白子町	6,314	西桑名町	7,593	鶴殿町	1,619
尾鷲町	15,401	鳥羽町	7,211	御船村	2,763
桑名町	27,190	富洲原町	11,263	長島町	5,853
亀山町	13,184	木本町	5,130	小俣町	6,314
名張町	7,680	富田町	9,175	注：人口は1930年国勢調査結果	

## 4. 観光を意識した都市計画区域決定の議論

都市計画三重地方委員会（以下、委員会）の議事録によると、上記14町村の中で都市計画区域について委員会に諮ったのは木本町、富洲原町、桑名町、名張町、鳥羽町、亀山町、長島町の7町であった。つまり、これらの町村では行政単位を超えた都市計画区域の設定が想定されていた。この中で富洲原町や桑名町は産業発展、木本町や長島町は地形上の制約から町村域を超えた範囲を都市計画区域と設定されており、関係する町村から多少の要望があったものの原案通り可決されていた。以下では観光という要素が大きく都市計画区域設定に影響した、あるいはそのような議論がなされていた、名張町、鳥羽町、亀山町を対象にその議論の過程や背後にある理念を明らかにする。

4.1 名張町<sup>5)</sup>

委員会の幹事で技師の上井兼吉（以下、上井）は名張町を「異状の発展」とし、その理由として、参宮急行電鉄による交通の利便性に加え、畿内に属していた関係上古墳や旧跡等が点在し、赤目四十八瀑や香落溪といった景勝地を有し、遊覧客が増加している為と説明する。しかしこれらの「目的地」はいずれも隣接町村に点在して

おり、都市としての発展には隣接町村を含めた都市計画区域指定が望ましいと説明する。内務省の隣接町村に対する諮問では、錦生村が「古跡遺跡の保存維持、将来の町村合併等に際し論議の禍根を残す憂あるを以て不適当」と回答して反対を示していたが、それに対して名張町は事前に都市計画は史跡や景勝地を保存し利用開発するものであり、破壊の恐れはないこと、及び都市計画と町村合併は関係ないことを説明していたが、十分な理解が得られなかったこと、再度訪問すれば理解してもらえらるうという説明している。石田は錦生村に対して更に合理的・技術的説明をすれば了承を得られるだろうと説明し、原案が可決された。

#### 4.2 鳥羽町<sup>5)</sup>

上井は、鳥羽町の海は港湾都邑として有名で天然の良港であり、加えて太平洋に臨む国防上重要な地点であり、陸上交通上も省線参宮線の終点で志摩電鉄の起点になっており重要な拠点だが、平地が少ないため、都市の発展は南側の加茂村に求めていく必要があると説明する。さらに上井は「又当地は景勝地として其の名は夙に知られ数多くの名勝史跡を有して居るのであります。樋ノ山、日和山等は眺望に好適な台丘でありまして、海岸線並に付近大小の島嶼の佳景を一眸の裡にあつめることが出来ます」とし、「風景上より対岸の坂手島を鳥羽都市計画区域に包含するを適当」とする。加茂村と坂手村はいずれも内務大臣の諮問に対して「異議なし」と回答しており、原案通り可決された。

つまり、鳥羽町の都市計画区域は、海域を挟んだ島嶼部にまで及び、母都市である鳥羽町から臨むことができるという風景上の理由からであった。戦前、都市計画区域を風景上の理由から海域を超えて指定した例は管見の限り鳥羽町のみである。

#### 4.3 亀山町<sup>6)</sup>

亀山町は神辺村、書生村、井田川村、川崎村を都市計画区域にする希望を有していたが、委員会の判断で川崎村を外して内務大臣に申請していた。それに対して亀山町は川崎村を含めるよう異議を唱えており、委員会に対しては亀山町長・川崎村長連盟で陳情書を送っていた。陳情書や委員会における亀山町の委員の発言によると、亀山町は川崎村にある能褒野神社に対して多大な援助をしてきていた。能褒野神社は日本武尊の遺跡であり、ここを中心と

都市計画をしたいと考えていた。背景には、鉄道整備により伊勢神宮訪問者が亀山を立ち寄ることがなくなり、地域の衰退が見られる中、能褒野神社を容易に参拝できるような都市計画施設を講じることで観光客を集客することが意図されていた。しかし上井は川崎村全体を能褒野神社のために都市計画区域とすることは広すぎる事、将来的に区域を修正することができる事、都計街路は区域を超えて川崎村まで伸ばすことができる事を理由にこの要求を退けた。

#### 5. まとめにかえて

本稿では三重県の町村における観光を意識した都市計画区域決定を明らかにした。いずれも各地が観光資源として活かしたい自然・文化資源を踏まえた都市計画区域設定の議論であり、既往研究で言及された都市計画区域の設定とは明らかに異なる理念に基づいている。ただ、本稿で取り上げた3町がいずれも戦前に街路や風致地区、公園等の決定には至らなかったことは残念である<sup>7)</sup>。

本稿で明らかにしたように、市部の実態のみでは見過ごしてしまうような都市計画理念と技術が戦前の町村の観光地の都市計画にはあった。戦前の都市計画技術の評価にはこうした細部に渡る実態の解明が必要である。

#### 謝辞

本研究の遂行にあたり、三重県都市政策課には資料提供で大変お世話になった。ここに申し上げます。

#### 脚注

- 1) 西川亮・中島直人・窪田亜矢・西村幸夫：1933年都市計画法改正による観光町村への法廷都市計画の敷衍の特異性，日本建築学会計画系論文集2017年6月掲載予定
- 2) 浅野純一郎：戦前期の地方都市における近代都市計画の動向と展開，中央公論美術出版 p.22
- 3) 伊勢新聞 1933.10.20 夕刊1面
- 4) 都市計画三重地方委員会第9回議事録。
- 5) 都市計画三重地方委員会第10回議事録。
- 6) 都市計画三重地方委員会第11回議事録。
- 7) 戦後に言及すると、名張町や亀山町は都市計画区域がそのまま残っているが、鳥羽町では1970年の都市計画区域の縮小と共に坂手村の区域指定は解除されていることを指摘しておく。

図表2 対象町村と周辺町村、観光資源の位置図(左:名張町、中央:鳥羽町、右:亀山町)

